

経済産業省

平成19・03・27原院第1号
平成19年3月30日

工事計画の記載事項（内規）の一部改正について

経済産業省原子力安全・保安院長



鉱山保安法第13条第1項の規定に基づき、鉱業権者が産業保安監督部長に届出を行う工事計画の記載事項を別紙のとおり一部改正する。

なお、この内規は、平成19年4月1日から施行する。

工事計画の記載事項（内規）の一部を改正する内規新旧対照条文（傍線部分は改正部分）

○工事計画の記載事項（内規）（平成17年3月28日平成17・03・18原院第2号）

改正後	現 行
<p data-bbox="156 392 749 548">5. 石油鉱山における掘削施設（全出力5百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第3号、第9号及び第32号の施設を除く。）</p> <p data-bbox="148 571 760 1075">1. ～3. (略)</p> <p data-bbox="148 616 760 683">4. 掘削バージにあつては、前各項に定めるもののほか、次の事項</p> <p data-bbox="180 694 399 728">(1) ～ (5) (略)</p> <p data-bbox="180 728 454 761">(6) 保安施設に関する事項</p> <p data-bbox="188 772 760 963">イ <u>油又は有害液体物質による水面の汚染の拡大及び油又は有害液体物質の継続的な排出の防止並びに海洋に排出された油又は有害液体物質を除去するための措置を講ずるためのオイルフェンス及びスキマーその他の資材の設置状況</u></p> <p data-bbox="188 974 337 1008">ロ～ホ (略)</p> <p data-bbox="180 1008 399 1041">(7) ・ (8) (略)</p> <p data-bbox="148 1041 337 1075">5. ～9. (略)</p>	<p data-bbox="794 392 1387 548">5. 石油鉱山における掘削施設（全出力5百キロワット未満の原動機を使用する掘削装置並びに第3号、第9号及び第32号の施設を除く。）</p> <p data-bbox="787 571 1403 1075">1. ～3. (略)</p> <p data-bbox="787 616 1403 683">4. 掘削バージにあつては、前各項に定めるもののほか、次の事項</p> <p data-bbox="818 694 1038 728">(1) ～ (5) (略)</p> <p data-bbox="818 728 1092 761">(6) 保安施設に関する事項</p> <p data-bbox="826 772 1403 840">イ <u>油による汚染拡散を防止するためのオイルフェンス、薬剤その他の資材の設置状況</u></p> <p data-bbox="826 974 975 1008">ロ～ホ (略)</p> <p data-bbox="818 1008 1061 1041">(7) ・ (8) (略)</p> <p data-bbox="787 1041 975 1075">5. ～9. (略)</p>
<p data-bbox="156 1144 749 1265">6. 石油鉱山における海洋掘採施設（第3号、前号、第9号及び第32号の施設を除く。）</p> <p data-bbox="148 1288 760 1635">1. ～6. (略)</p> <p data-bbox="148 1332 478 1366">7. 保安施設等に関する次の事項</p> <p data-bbox="180 1377 760 1556">(1) <u>油又は有害液体物質による水面の汚染の拡大及び油又は有害液体物質の継続的な排出の防止並びに海洋に排出された油又は有害液体物質を除去するための措置を講ずるためのオイルフェンス及びスキマーその他の資材の設置状況</u></p> <p data-bbox="180 1568 399 1601">(2) ～ (7) (略)</p> <p data-bbox="148 1612 352 1646">8. ～12. (略)</p>	<p data-bbox="794 1144 1387 1265">6. 石油鉱山における海洋掘採施設（第3号、前号、第9号及び第32号の施設を除く。）</p> <p data-bbox="787 1288 1403 1635">1. ～6. (略)</p> <p data-bbox="787 1332 1121 1366">7. 保安施設等に関する次の事項</p> <p data-bbox="818 1377 1403 1444">(1) <u>油による汚染拡散を防止するためのオイルフェンス、薬剤その他の資材の設置状況</u></p> <p data-bbox="818 1568 1038 1601">(2) ～ (7) (略)</p> <p data-bbox="787 1612 995 1646">8. ～12. (略)</p>
<p data-bbox="156 1695 749 1937">27. 第16号又は第23号から第26号に掲げる施設に附属する捨石（金属鉱山等に限る。）、鉱さい（金属鉱山等及び附属施設に限る。）又は沈殿物の集積場（のり尻から集積面までの高さの最大値が3メートル未満のものを除く。）</p> <p data-bbox="148 1960 760 2094">1. ～4. (略)</p> <p data-bbox="148 2004 760 2072">5. 集積物に含まれる有害物質の濃度（<u>鉱山保安法施行規則別表第一の備考に掲げる方法により測定した濃度とする。</u>）</p> <p data-bbox="148 2083 352 2116">6. ～16. (略)</p>	<p data-bbox="794 1695 1387 1937">27. 第16号又は第23号から第26号に掲げる施設に附属する捨石（金属鉱山等に限る。）、鉱さい（金属鉱山等及び附属施設に限る。）又は沈殿物の集積場（のり尻から集積面までの高さの最大値が3メートル未満のものを除く。）</p> <p data-bbox="787 1960 1403 2094">1. ～4. (略)</p> <p data-bbox="787 2004 1168 2027">5. 集積物に含まれる有害物質の濃度</p> <p data-bbox="787 2083 995 2116">6. ～16. (略)</p>

28. 捨石集積場（前号に掲げるものを除き、石炭鉱山においては、のり尻から集積面までの高さの最大値が15メートル以上のもの、金属鉱山等においては、地盤面からその直上の集積面までの鉛直高さの最大値が10メートル以上（特別措置法第2条第3項に規定する特定施設に該当するものに限り、のり尻から集積面までの高さの最大値が3メートル以上）のものに限る。）

1.・2. (略)

3. 集積物（鉱業廃棄物に限る。）に含まれる有害物質の濃度（鉱山保安法施行規則別表第1の備考に掲げる方法により測定した濃度とする。）

4. ～18. (略)

28. 捨石集積場（前号に掲げるものを除き、石炭鉱山においては、のり尻から集積面までの高さの最大値が15メートル以上のもの、金属鉱山等においては、地盤面からその直上の集積面までの鉛直高さの最大値が10メートル以上（特別措置法第2条第3項に規定する特定施設に該当するものに限り、のり尻から集積面までの高さの最大値が3メートル以上）のものに限る。）

1.・2. (略)

3. 集積物に含まれる有害物質の濃度（鉱業廃棄物に限る。）

4. ～18. (略)